千葉市

記者発表資料

令和８年１１月６日
都市局建築部
住宅政策課
電話　２４５－５８０８

令和８年８月千葉豪雨等による被災者住宅建築資金利子補給事業について

千葉市では、令和８年８月千葉豪雨および令和８年台風第２５号（以下「豪雨等」という。）により住宅に損害を被った者（以下「被災者」という。）の住宅復興を促進するため、「被災者住宅建築資金利子補給事業」を実施しますので、お知らせします。

１　概要

豪雨等により、被災者またはその親族が金融機関から住宅復興のための資金を借り入れた場合において、その利子の一部を補助する制度です。

（１）利子補給率　　年利２．０％以内
（２）利子補給期間　　利子の支払い開始日から５年以内
（３）利子補給対象貸付額　１０万円以上５００万円以下

２　対象者

次のすべてに該当する者

（１）罹災していることの証明を市から受けた住宅（以下「被災住宅」という。）を自己または親族が所有する者で、豪雨等の被災時に自己または親族が当該被災住宅に居住していた者
（２）被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を市内で行う者または市内の被災住宅の補修を行う者
（３）被災者住宅建築資金について、令和８年８月１３日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和９年３月３１日までに融資の実行を受けた者
（４）利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者および他から受けようとしていない者

３　申し込み方法

令和８年１１月９日（月）から申し込みを受け付けます。以下のいずれかの方法により申込書および必要な添付書類をご提出ください。

（１）窓口
都市局建築部住宅政策課（市役所低層棟４階）
受付時間　平日　９：００～１７：００

（２）郵送
【送付先】
〒２６０－８７２２
千葉市中央区千葉港１－１　千葉市都市局建築部住宅政策課

※申し込みに関する問い合わせ先
都市局建築部住宅政策課　電話　２４５－５８５３

４　市ホームページ

制度の詳細、申し込み方法等については、市ホームページをご覧ください。

【URL】https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/kenchikushikinrishihokyuu_2_r1.html